

[事案 28-319] 転換契約無効請求

・平成 29 年 10 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換時、募集人による説明が不足しており、内容を理解していなかったことを理由として、転換の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 2 月に契約した終身保険を、平成 28 年 3 月に利率変動型積立保険に転換したが、以下の理由により、本転換が転換であることや転換後の保障内容について誤解していたため、転換を無効としてほしい。

- (1) 募集人や同行した保険会社の職員の説明が不足していた。
- (2) 意向確認書も、「はい」にチェックするよう言われたため、その通り書いたものであり、内容の説明はなかった。
- (3) 死亡保障はそのままで」と申込前に伝えたはずであり、そのとおりの内容になっているものと思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人および同行した職員は、設計書および転換比較表に基づいて複数回の説明を行っており、2 回目の面談の際は、同席していた申立人の子から、死亡保障がなくなることについて疑問が呈されたため、本転換のメリットおよびデメリットについて特に念入りに説明した。本転換が転換であることは、設計書、転換比較表、申込書に明記されている。加えて、申込みから 6 日経過後の、契約申込訂正請求時にも設計書を提示している。
- (2) 募集人は、意向確認書の内容を説明しており、その上で申立人が自己の意思で記入、署名した。
- (3) 本転換後に死亡保障がなくなことは説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換前後の状況等を把握するため、同行した保険会社の職員に対して事情聴取を行った。なお、申立人は書面による審理を希望し、募集人は退職済みで連絡が取れなかったため、いずれも事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人および同行した保険会社の職員の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。